

1990年5月1日 制定  
1994年6月1日 改定  
1999年4月1日 改定  
2006年2月5日 改定  
2013年1月14日 改定  
2013年5月19日 改定  
2021年1月31日 改定  
2023年3月12日 改定

### 第1条（総則）

NPO 法人日本合気道協会（以下「本協会」と略す）規約第21条に定める本協会の段位は、全て本規程の定めるところにより、本協会長がこれを授与する。

### 第2条（段位）

段位は一般段位と名誉段位の二種類をおく。一般段位（以下段位と略す）は初段から十段までの十階制とし、富木謙治師範の指導体系の合気道の実力、理解及び普及・運営活動など、本協会の発展に功労ある者に対して与えられる。名誉段位については第7条にこれを定める。

### 第3条（段位取得の方法）

段位の取得は、次の四つの方法による。各昇段の審査申込は所定の申請書によってなされねばならない。

①受験昇段は、第4条の条件に適合する者に対して、実技試験を中心とする昇段審査によって認められる昇段をいう。

②推薦昇段は、受験昇段における修行期間の原則として二倍を経た修行者に対して、書類審査のみで認められる昇段をいう。

③抜群昇段は、初段以上四段以下の者が、「昇段資格・内容細則」第4条に定める規定に基づき乱取り競技・試合成績において抜群の成績を修めたのみならず、模範となるべき卓抜な技術並びに態度を保持している場合に認定される昇段をいう。本昇段の対象は、日本人、外国人によらず本協会段位を一貫して保持している者に限る。

④特別昇段は、何らかの理由により昇段が甚だしく遅れる等、その実力・功績等が段位にそぐわないと判断されまたその必要が認められる修行者に対して、第4条②項の修業期間規定にかかわらず七段までに限って認められる昇段をいう。

### 第4条（受験昇段の条件）

段位を取得しようとする者は、次の条件を併せ持たなくてはならない。

①本協会の団体会員に所属すること。海外においては本協会の認めた団体又は個人に師事して修行した者であること。

②取得する段位が下に記した修業期間、年齢制限の基準に適合していること。

段位	修行期間	年齢制限
初段	入門後1年以上経過し定期的に修行した者	13歳以上
二段	初段取得後1年以上経過し定期的に修行した者	16歳以上
三段	二段取得後1年以上経過し定期的に修行した者	19歳以上
四段	三段取得後2年以上経過し定期的に修行した者	22歳以上
五段	四段取得後5年以上経過し定期的に修行した者	27歳以上
六段	五段取得後5年以上経過し定期的に修行した者	30歳以上
七段	六段取得後8年以上経過し定期的に修行した者	
八段	七段取得後8年以上経過し定期的に修行した者	
九段	指導者としての最高の段位とし、当分の間これをおかない。	
十段	原則としてこれをおかない。	

但し、社会の情勢や主催者側のやむを得ない事情により、昇段審査会が長期間開催されないため昇段が遅れ、その必要が認められる場合、理事会の承認を得て、現在の段位で修行を行った期間を直上の段位の受験に要する修行期間だけでなく、直上段位より一段上位の段位の受験に要する修行期間としても認めることができる。

③四段以上の受験者は所属する団体の代表者もしくは指導系列上の指導者から推薦されなければならない。但し自己推薦は除く。

#### 第5条（審査手続き及び内容）

①段位申請より修了証書（段位認定書）授与までの手続き、審査料及び登録料については別途これを定める。

②受験審査内容等については、「昇段資格・内容細則」においてこれを定める。

#### 第6条（審査会）

①各段位の審査会は、別に定める「昇段資格・内容細則」に基づき、原則として年2回以上、各地区の主催団体、本協会によって認定された師範、または本協会指導担当部門のもとに実施する。各審査会の幹事は、審査結果を昇段審査会結果報告書に記入して、昇段登録料と共に本協会本部まで送付しなければならない。

②審査会における審査員の構成は、原則として受験段位より一段以上うえの段位を有する者2名以上（うち1名は審査委員長）で構成し、合議によって可否を決定する。なお、本協会指導担当部門は地方団体の事情によりやむを得ないと事前に認めた場合に限り、その審査の方法をその都度個別に指示することがある。

③八段の審査は本協会指導担当部門のもとに実施する。審査員は八段以上の審査員2名で構成される。

#### 第7条（名誉段位）

①名誉段位は、本協会への貢献の著しい者、及びその他適切と認められる者に対して贈られる。

②名誉段位の贈呈に際しては、本規程第4条②項以下にみられる段位に対する規定を条件としない。審査料、登録料については原則としてこれを徴収しない。

③被授与者の贈呈段位については、理事会の推薦に基づき、会長がこれを授与する。名誉段位の証書の

発行に際しては、原則として名誉であることを明記する。

#### 第8条（海外修行者の昇段）

海外修行者の昇段については別にこれを定める。この場合においては本規程の遵守を原則としなくてはならない。

#### 第9条（再議）

本協会長、本協会理事長並びに指導担当部門は、審査の結果を不相当と認めた場合はこれを再議に付すことができる。

#### 第10条（手数料）

昇段審査にともなう審査料及び登録料については、別途これを定める。

#### 第11条（修了証書）

所定の手続きがなされた合格者には、本協会長より修了証書が発行される。

第12条（本規程の改訂） 本規程を改定する必要がある場合には、指導担当部門においてこれを審議検討して原案を作成し、理事会の承認及び会長の認可を得てこれを決定する。

附則 本規程は2023年4月1日より施行する。